

# 意見書案提出書

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年6月13日

提出者	菅原	正志
賛成者	柴田	忍
	加藤	雄太
	鈴木	勝雄
	林	一輝
	佐藤	誠洋
	齋藤	光司
	高橋	和樹

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

水田活用の直接支払交付金の見直しについては、土地利用型作物や高収益作物等が定着した農地が実質的に交付対象外となることから、本来の趣旨と矛盾している。また、かんがい期に1カ月以上水を張ることとなれば、畑作物や高収益作物等はその生産を1年間休まざるを得ない状況となり、生産者にとって大きな損失となる。本交付金が地域の農業者の実態に即し適切に運用されるための措置を国に要望する必要がある。

## 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

食料生産に不可欠な水田を最大限に有効活用し、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率の向上、多面的機能の維持強化等を図ることは、国を挙げて取り組むべき課題である。

水田活用の直接支払交付金は、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある産地づくりに向けた取組への支援を行うことを目的としており、地域農業の維持・発展に資する重要な制度であると認識している。この度5年に1度の水張りを交付対象要件にすることに伴い、土地利用型作物や高収益作物等が定着した農地が実質的に交付対象外となることから、本来の趣旨と今回の見直しは矛盾していると言わざるを得ない。

また、日本有数の豪雪地帯である当市においては、冬期間に水田に作物を作付けすることは困難であり、当市のような雪国においてかんがい期に1カ月以上の期間にわたり水を張ることとなれば、大豆やスイカなどの畑作物や高収益作物等はその生産を1年間休まざるを得ない状況となり、生産者にとって大きな損失となる。

よって、国においては、改正食料・農業・農村基本法を実効性のあるものとするべく、本交付金が地域の農業者の実態に即し適切に運用されるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 一定期間の積雪は、連作障害の緩和など水張りと同等の効果があるとされており、当市のように一定量の積雪がある雪国等の地域にあっては、実情に即した直接支払交付金の受給要件とすること。
- 2 今回の要件見直しにより交付対象外となる畑作物が定着した水田については、大豆や高収益作物等の産地形成が持続的に図られるよう、水田活用の直接支払交付金と同等の支援を引き続き行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

横手市議会議長 小野 正伸

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
農林水産大臣 坂本 哲志 様

# 意見書案提出書

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年6月13日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

地方公共団体は人材不足で疲弊する職場実態にある中、社会保障制度の整備、子育て施策、物価高騰対策、デジタル化推進などに加え、多発する大規模災害への対応も迫られている。政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要なため、意見書を提出する必要がある。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0~20%もの大きな格差が生じていること、近隣自

自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月13日

横手市議会議長 小野 正伸

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 松本 剛明 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様  
デジタル大臣 河野 太郎 様  
内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策) 加藤 鮎子 様